

令和7年度 堺市男女共同参画推進講師派遣事業 募集要項

1 目的

この要項は、地域における男女共同参画を今後一層推進するため、堺市内で市民を対象とした学習会、講演会、セミナー等（以下「学習会」という。）の実施を主体的に行う市民団体（以下「団体」という。）に対し、適切な講演・助言ができる講師を派遣し、その謝礼金を負担することで、地域における男女共同参画の推進を図るとともに、団体の活動を支援することを目的とする。

2 派遣対象団体

下記の項目全てに該当する団体を対象とする。

- ・男女共同参画交流の広場の登録団体である（または、申請時に新規登録する）
- ・団体活動の拠点が堺市内である
- ・政治団体、宗教団体ではない
- ・暴力団員、暴力団密接者が関与する団体ではない

3 派遣対象となる学習会の内容

- ① 女性の活躍推進
- ② 男女平等教育の推進
- ③ 男性の意識改革、男性にとっての男女共同参画
- ④ 暴力の根絶と被害者支援
- ⑤ 高齢者にとっての男女共同参画
- ⑥ 地域からの男女共同参画
- ⑦ 防災における男女共同参画
- ⑧ その他、男女共同参画に関するテーマと認められるもの

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、派遣対象としない。

- ・政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とし、政治的立場を明確に打ち出す内容のもの、またはそのおそれのあるもの
- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者の教化育成をすることを主たる目的とする内容のもの、またはそのおそれのあるもの
- ・営利を目的とする内容のもの、またはそのおそれのあるもの
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、またはなるおそれのあるもの
- ・以上に掲げるもののほか、派遣対象として適当でないと判断される内容のもの

4 学習会の実施時期

令和7年9月1日（月）～令和8年2月27日（金）の間に実施されるもの。

5 講師の要件

学習会のテーマに関する専門的知識や経験を有する者を講師として選定すること。実施団体メンバーを講師とする、いわゆる内部講師は認められない。

6 講師謝礼金の負担金額

堺市の基準に基づき 23,000 円を上限とし、講師の肩書・経歴等を勘案して金額を決定する。下表参照。

※講師が複数の場合も上限金額は同様とする。

※上記以外の経費については、すべて団体の負担とする。

講師謝礼金（1 回＝半日）	
教授クラス	23,000 円
准教授クラス	17,000 円
その他	11,000 円以内

7 申請方法

（1）申請受付期間

令和7年8月1日（金）～令和8年1月30日（金） 先着順・5 団体

（2）申請書類の作成

- 講師派遣を希望する団体は、「堺市男女共同参画推進講師派遣事業申請書（様式1）」（以下、「申請書」という。）を下記の方法により受け取る。

○ダイバーシティ企画課男女共同参画推進係または男女共同参画交流の広場（堺市東区北野田1077）で直接受取

○FAX、メールによる請求

○堺市ホームページからダウンロード

- 申請できる企画は、1 団体につき 1 件とする。
- 学習会の内容、講師、日時など、全て確定させ、またその詳細が分かるように具体的に記載すること。学習会の内容、講師、日時などが確定していない申請書は受付をしない。申請書に書ききれない場合、補足資料がある場合は別紙を提出することも可。

（3）申請書の提出

- 作成した申請書は、ダイバーシティ企画課男女共同参画推進係宛てに持参、FAX、メール、郵送のいずれかにより提出すること。《提出期限：学習会実施日の1ヶ月前まで》

※男女共同参画交流の広場への提出は不可。

- やむを得ない事情により、期限内に提出が困難な場合は、事前に相談すること。

8 講師派遣の決定等

- ・ダイバーシティ企画課男女共同参画推進係に提出された申請書を審査したうえで派遣を決定し、その旨を団体に文書で通知する。
- ・派遣決定後に、申請書の記載内容から変更が生じた場合は、速やかに当課へその旨報告すること。変更内容によっては、決定を取り消す場合もある。
- ・講師への正式な講演依頼は、派遣決定後に当課から書面にて依頼する。
※当日までの講師との調整等は団体が行うものとする。

9 広報について

- ・学習会の開催を団体メンバー以外の市民にも積極的に周知し、参加を促すよう努めること。
- ・参加者募集のためにチラシ等を作成する場合は、紙面上に「堺市男女共同参画推進講師派遣対象事業」と記載すること。
- ・堺市は以下の方法で学習会の広報を行う。
 - ①堺市ホームページで、学習会の日程一覧を掲載
 - ②男女共同参画交流の広場でのチラシ配架と登録グループへの配布
- チラシ配架を希望する団体は、その旨をダイバーシティ企画課男女共同参画推進係まで申し出ること。
(内容により、関係部署・施設への配架も検討する)

10 学習会の実施

学習会の実施にあたり、下記の点に留意すること。

- ・学習会の会場は堺市内とする。
- ・講師の講演時間は1時間以上とする。
- ・学習会の企画・運営（講師との調整、会場手配、参加者の募集・受付、当日の会場運営、備品の準備等）は全て団体が行う。
- ・参加者にアンケートを実施すること。学習会実施当日に堺市にて回収し、回収したアンケートは集計後、実施団体へ開示する。学習会の効果（どのような学び・気づきがあったかなど）の測定に努めること。
※市のアンケート様式を使用する。アンケート用紙は学習会実施当日堺市より持参する。

11 終了後の報告等

(1) 実施報告書の提出

- ・学習会の終了後、「堺市男女共同参画推進講師派遣事業実施報告書（様式2）」を作成し、学習会実施後2週間以内に到着するように、ダイバーシティ企画課男女共同参画推進係宛てに持参、FAX、メール、郵送のいずれかにより提出すること。
- ・やむを得ない事情により、期限内に提出が困難な場合は、事前に相談すること。

（２）講師謝礼金の支払い

講師への謝礼金は、学習会実施後に、講師が指定する銀行口座に振り込みをする。

12 注意事項

- ・参加費の徴収は不可とする。ただし、資料代として実費徴収は可とするが、妥当な金額に設定すること。
- ・実施団体は当該学習会の連絡担当者を置き、堺市との連絡は全て連絡担当者で行う。※堺市は会場管理者等との直接調整を行わない。
- ・募集要項の記載内容について質問や不明な点等がある場合は、申請書を提出する前に、下記問合せ先まで確認をすること。
- ・社会情勢の状況等によっては、堺市と団体が協議のうえ、学習会の中止を決定する場合がある。中止となった場合の講師への中止連絡は堺市が行う。また、学習会の開催準備に要した費用、学習会の中止に伴い発生する費用等は団体の負担とする。

【申請書送付先・問合せ】

堺市 市民人権局 ダイバーシティ推進部

ダイバーシティ企画課 （担当：安澤）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1

TEL：072-228-7408 FAX：072-228-8070

Mail：daiki@city.sakai.lg.jp